

《理・美容所の開設までの流れ》

理容所・美容所を開設する際には、施設の構造・設備が理容師法、美容師法、千葉県理容師法施行条例、千葉県美容師法施行条例等で定められた基準に適合しているか、保健所の検査確認を受ける必要があります。

営業開始までの流れは下記のとおりとなります。
日にちに余裕を持って、手続きしてください。

事前相談

＜施設の工事着手前＞

開設届を提出する前に、施設平面図を持参のうえご相談ください。
工事着手前のご相談をおすすめします。

開設届
の提出

＜目安：保健所の検査日の約1～2週間前＞

※最終受付：検査日の前開庁日 正午まで
必要書類（裏面を参照）を揃えて提出してください。
窓口にて書類審査を行った後、施設検査予定日（毎週月・木曜日）
を決定します。※時間の指定はできません。

施設
の検査

＜目安：営業開始予定日の約1週間～10日前＞

施設完成後、保健所職員が施設を訪問し、構造設備等の検査を行います。（検査の際は、営業者の立会をお願いします。）
施設内を営業開始可能な状態に整えてください。
なお、施設内の設備が未整備、不適合の場合には再検査になります。
※不適合の場合、開設予定日までに確認証の交付が間に合わない
場合があります。余裕を持った検査をお勧めします。

確認証
の交付

＜営業開始前＞

施設検査にて構造および設備等が基準に適合していれば、検査後
約1週間～10日で「理（美）容所検査確認証」を交付します。
保健所からの連絡を受けたら、速やかに保健所窓口へ取りに来てく
ださい。

営業開始

検査確認証を店内に掲示して、営業を開始してください。